

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和6年5月13日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

添付資料に記載した対象工事の工事設計書（当初）について、その予定価格を算定するために使用された以下の書類（以下、まとめて「依頼書等」という。）を各一式

- ・見積（資機材の単価、積算歩掛や特殊工法など）の依頼書
（仕様書・図面は請求対象。依頼のための決裁書類は請求対象外）
- ・依頼先から提出された見積書（表紙、条件書や内訳書も請求対象）
- ・依頼先から提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）

但し、以下は請求対象外とする

- ・いわゆる資機材価格・歩掛の特別調査依頼書と、その報告書資料
- ・建設副産物処理・処分費用（例：がれき類、汚泥、木くずなど）の見積依頼書、見積書及び見積書を整理した資料

あわせて、見積依頼先については

A 見積依頼先が建設会社の場合

- ・対象工事が指名競争入札の場合
 - （1）指名通知後に、指名した建設会社に対して行った依頼書等は請求対象外。
 - （2）指名通知前に、建設会社に対して行った依頼書等は請求対象とする。
なお、見積依頼先の建設会社が、（1）で言うところの指名した建設会社であった場合でも、その指名した建設会社に対して行った指名通知前の依頼書等は請求対象とする。
- ・対象工事が一般競争入札の場合
 - （1）公告後に、入札参加意思を示した建設会社に対して行った依頼書等

は請求対象外。

(2) 公告前に、建設会社に対して行った依頼書等は請求対象とする。

なお、見積依頼先の建設会社が、(1)で言うところの公告後に、入札参加意思を示した建設会社であった場合でも、その建設会社に対して行った公告前の依頼書等は請求対象とする。

B 見積依頼先が建設会社以外（例：商社、メーカー、工場、組合、工法協会・研究会など）の場合

建設会社以外に対して行った依頼書等は請求対象とする。

なお、対象工事が指名競争入札・一般競争入札に関わらず請求対象とする。

対象工事一覧

- ・（河川メンテナンス事業）綾川（新開潮止堰）長寿命化対策工事
- ・（防災・安全社会資本整備交付金）県道太田上町志度線（六条工区）道路整備工事（第1工区）
- ・（通学路緊急対策事業）県道高松王越坂出線（大屋富工区）交通安全施設整備工事（橋梁下部工）

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、次の文書を特定し、令和6年5月29日付けで、別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして一部公開決定を行い、審査請求人に通知した。

- ・（防災・安全社会資本整備交付金）県道太田上町志度線（六条工区）道路整備工事（第1工区）の予定価格を算定するために使用された、見積依頼書、見積書
- ・（通学路緊急対策事業）県道高松王越坂出線（大屋富工区）交通安全施設整備工事（橋梁下部工）の予定価格を算定するために使用された、見積依頼書、見積書、見積書を整理した資料
- ・（河川メンテナンス事業）綾川（新開潮止堰）長寿命化対策工事の予定価格を算定するために使用された、見積依頼書、見積書、見積書を整理した資料（以下「本件行政文書」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件行政文書に対する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を不服として、令和6年7月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消し、公開しない部分のうち一部の公開を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

(1) 「公開しない部分」と「公開しない理由」（以下「公開しない部分とその理由」という。）について

ア 特定された行政文書の記載のうち、「当該法人その他の団体の印影」「代表者の印影」の部分については、公にすることにより偽造等のおそれが否定できず、条例第7条第2号に規定する法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、かつ、これは同号のただし書きにも該当しないため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。

イ 加えて、特定された行政文書の記載のうち、「（担当者の）氏名」（代表者の氏名は除く）「（担当者の）印影」「（担当者の）メールアドレス」「（担当者の）携帯電話番号」の部分については、特定の個人を識別できるものと認められることから、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に当たり、かつ、これは同号のただし書きア、イ、ウ、エのいずれにも該当しないため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。

ウ さらに、特定された行政文書の記載のうち、「県職員のメールアドレス」「県職員の内線番号若しくは携帯番号」の部分については、職務上必要な関係者以外には知られていない非公開の情報であり、公にすることにより不特定多数の者が知ることとなった場合、本来の目的以外に使用され業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号柱書きの「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、この理由をもってしてこの部分を公開しないとされることには異議はない。

エ 国の情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申に「一般に、ある法人に係る情報を公にすることにより、法第5条第2号イにおいて非開示事由とされている当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たっては、法人には様々な種類・性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人の種類・性格や憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等に応じ、当該法人の権利保護の必要性並びに当該法人と行政等との関係を十分考慮して適切に判断する必要がある。そのため、上記「正当な利益」の有無の判断に際し

ては、判断要素の一つとして、当該行政文書を作成する根拠となった法律における当該情報の位置付けや取扱い等をも考慮して判断すべきものと解される。」と記載されている。

オ しかしながら、今回の公開しない部分とその理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等などが全く記載されていない。

カ たとえば、公開しない部分とその理由を「見積書のうち添付詳細仕様書の一部については、公開に同意しない旨の意思表示があり、その情報は当該法人の技術力、ノウハウ、創意工夫により作成された情報で、これらを公にすることにより、第三者が模倣することが可能となり、結果として当該事業を営んでいる法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に該当するため公開しないこととした。」と記載することもあると考える。

キ 今回の公開しない理由には「公にすることにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号該当）」と記載されている。条例第7条第4号柱書きには「県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とある。これは単に条例条文をほぼそのまま記載したのみで、上記カのように当該情報を公開することによって、具体的に法人等の利益をどのように害するのか等について明白かつ具体的な説明が必要であるが、審査請求対象案件の公開しない理由にはそれらが記載されていない。

ク 実施機関が通知を行う際には、香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号。以下「手続条例」という。）第8条第1項及び第2項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。

ケ かかる趣旨に照らせば、審査請求に係る行政文書一部公開決定書の処分には、この公開しない部分とその理由が十分に記載されておらず、公開請求者において、公開しないとされた行政文書の中の各記載箇所が条例第7条第1号、同第2号並びに第4号の非公開事由に該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならないと考える。

コ しかしながら、実施機関の処分はこれらが明らかにされていない処分であ

るから、条例第7条の行政文書の公開義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

(2) 理由の提示の不備の瑕疵は、審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないことから（最高裁判所昭和47年12月5日第三小法廷判決）、本件処分においても今後実施機関が再度理由の提示をなされたところであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。よって、本件処分については、その余の点については判断するまでもなく、処分理由の提示に不備があり、取消しを免れない。

(3) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

ア 見積依頼先から提出された見積書（見積書辞退書を含む、以降同様）は、条例で言うところの法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。

イ 加えて、見積依頼先から提出された見積書は、不特定多数に配布されたもの（例えば、製品価格表、カタログ、パンフレット）でなければ、特定の見積依頼先に提出された法人等又は事業を営む個人（以下「見積書の著作者」という）の未公表著作物に該当する。

ウ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づき著作物を公開する場合、未公表著作物であれば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付により公開する場合、複製権等を害することとなる。

エ 情報公開法の円滑な運用を図るためには、これらの権利との適切な調整を図る必要があり、整備法において、著作権法（昭和45年法律第48号）の改正が行われ、次の調整措置が講じられている。

1. 著作権法第18条第3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、情報公開法に基づく公開に同意したものとしてみなされること
2. 著作権法第18条第4項1号の規定により、情報公開法に基づき、公益上の理由（情報公開法5条第1号ロ、同条第2号但し書き、同法第7条）により公開する場合には、公表権を害することとはならないこと
3. 情報公開法に基づき、公開に必要な限度で見積書の複製等を行う場合には、財産権（複製権、公衆送信権・送信可能化権、上演権・演奏権、口述権、上映権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、出版権、著作隣接権等）を害することとはならないこと
4. 著作権法第19条第4項の規定により、情報公開法に基づき、公開するに際し、既に見積書の著作者が表示しているところに従って著作者名を

表示するときには、氏名表示権を顧慮しなくてよいこと

5. 情報公開条例に基づき見積者の著作物を公開する場合についても、情報公開法と同様な規定に従って公開する限り、情報公開法における取扱いと同様とすること

オ 一般的に、「公開に同意しない旨の意思表示」は権利者（見積書の著作者）の側から積極的に行われなければならない、したがって、見積依頼者の側としては、著作物を含む文書が提供された場合に、そのいちいちについて意思を確認する行為義務はなく、通常は権利者（見積書の著作者）が公開に同意したものとして扱えば足りることとなる。

カ 上記のエ～オについては、香川県のウェブサイトに掲載されている「情報公開条例の趣旨及び解釈」には記載が無い。

キ 一方、他の府県から公表されている情報公開条例の解釈運用等には記載されている。

ク 実施機関から交付された見積書を確認したところ、公開に同意しない旨の意思表示は見当たらない。

ケ よって、これらの見積書は著作権法第18条第3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）であって、かつ、公開に同意しない旨の意思表示をしていない場合に該当し、条例に基づく公開に同意したものとしてみなされる。

コ 条例第15条第1項は任意的意見聴取の規定で、同条第2項は必要的意見聴取の規定である。

サ 同条第1項の規定が任意的意見聴取であるものの、同条第2項の趣旨を踏まえ、公開決定等をするに当たって実施機関は適格な判断を行うに当たり、実施機関が当該行政文書を公開しないとする処分があるため、見積書の著作者に対して、公開決定の時までに条例に基づく公開しない旨の意思表示があるのかを聴くことが必要であったと考える。

シ 他の実施機関が公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者（見積書の著作者）に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えた事例と処分の事例がある。

ス 実施機関が、条例第15条第1項に定められた手続きにより見積書の著作者の意思確認をした上で、法人等に関する情報については条例第7条第7号の法令秘情報（著作権者が別段の意思表示をした未公表の著作物（著作権法第18条第3項））に該当する並びに条例第7条第2号に該当するとして公開しないとした処分とされたのであれば、これを承服する。

セ 審査請求人の知るところでは、他の行政機関から示された類似案件の処分

にあつては、第三者に意見書を提出する機会を与えた事例のうち7割から8割程度の者が公開する旨の意思表示を行っている。

ソ 加えて、処分庁は案件9、案件12・13、案件15、案件17・18・20及び案件25・26の一部公開通知書では、事業者に関する情報を非公開とされていない。

タ 上記ソのことは、処分庁が意見書提出の機会の付与をなされたものと考えらる。

チ よって、実施機関が審査請求対象案件について条例第7条第2号及び同第4号に該当するとして公開しないとした処分は、著作権法と情報公開法及び情報公開条例との間での調整措置を踏まえておらず、違法な処分である。

ツ 以上のことにより、上記（1）のア及びイの部分を除いて、「依頼先から提出された見積書」に記載された事業者に関する情報は公開すべきである。「見積の依頼書」や「依頼先から提出された見積書を整理した資料」についても上記（1）のウの部分を除いて記載された事業者に関する情報は公開すべきである。

（4）処分の公平性と公正で民主的な手続きについて

ア 実施機関は案件9、案件12・13、案件15、案件17・18・20及び案件25・26と、審査請求対象案件の処分では異なる内容の処分とされている。

イ 条例前文には「これを踏まえ、県民の行政文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、県の保有する情報の提供に関する施策の充実を図ることにより、公正で民主的な県政を推進していかなければならない。」と記載されている。

ウ また、手続条例第1条の目的には「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。」と規定されている。

エ 案件1ないし案件26の処分者は「香川県知事 池田豊人」若しくは各出先機関の長である。

オ 案件毎に、請求対象行政文書の記載内容は、微細の部分で異なっているため、他の案件と異なる部分について「公開部分」と「非公開部分」があることは承服する。

カ 一方、本庁と出先機関毎に処分の判断基準が異なることは承服できない。

キ このようなことにより、審査請求対象案件については、公正で民主的な行政手続となっていないことから不当な処分である。

（5）本件処分により、審査請求人は、条例第5条の「公開請求権」を侵害されている。

(6) 以上の点から、1 審査請求の趣旨に記載した裁決を求めるため、本審査請求を提起した。

3 反論書による主張

反論書において主張している理由は、次のとおりである。

(1) 弁明書の第3の3

ア 弁明書には「・・・見積りを依頼した法人へ公開に対する意思確認を行ったところ、各法人からは法人名及び仕様等の公開に同意しない旨の意向を確認した。」と記載がある。

イ この文意からすると、実施機関には「依頼した法人に対して意思確認を行った行政文書」と「依頼先からの意思確認の内容が記載された行政文書」が保有されていると考えられる。

ウ 他の県の情報公開条例の解釈及び運用の事例には、第三者に対して意見照会を実施した際には、以後の紛争に備えて照会記録を残すように定められている。

エ そこで、審査請求人は、令和6年9月9日に『行政文書一部公開決定通知書の処分を行うに当たって見積書の提出者から送付された「見積書の記載内容について公表に同意する旨の意思表示を示した書類」と「見積書の記載内容について公表に同意しない旨の意思表示を示した書類」を各一式』を公開請求した。

オ 実施機関から令和6年9月26日及び同27日付けで公開しない理由に「見積書の記載内容についての公表に関する意思確認を電話で行っており、県では請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず、当該文書が存在しないため」と記載された行政文書非公開決定通知書の送付があった。

カ そこで、審査請求人は、令和6年10月4日付けで「処分者は行政文書一部公開決定通知書の処分を行うに当たって、見積書の提出者に対して、見積書の記載内容について公表に関する意思確認を電話で行っている。この時の電話日時や相手との間で会話した質問・確認・回答内容などが記載された議事録やメモ」と「処分者は行政文書一部公開決定通知書の処分を行うに当たって、処分の決裁を行った書類」を公開請求した。

キ その後、実施機関から令和6年10月22日付け他で公開しない理由に「上記工事に係る見積依頼書等の公表に関して、相手方との質問、確認、回答内容などを記載した議事録やメモなどの文書を作成しておらず、請求に係る行政文書が存在しないため。」と記載された行政文書非公開決定通知書の送付があった。

ク また、実施機関から交付された行政文書の写し（処分者が行政文書一部公開決定通知書の処分を行うに当たって、処分の決裁を行った書類）の内容

を確認したところ、見積書の記載内容についての公表に関する意思確認を電話で行ったことについての記載はなかった。

ケ ここまでの経緯から、上記アの弁明書の記載内容と、上記オの行政文書非公開決定通知書の記載内容は、いずれも記録が全く残されておらず、意向確認した事実の確認ができなかった。

コ 加えて、今回審査請求を行った案件以外の案件でも、全く同様の行政手続きがなされていることが確認できた。結果、全処分者とも「質問・確認・回答内容などが記載された議事録やメモ」が作成されていないとされたことから、極めて異常なことだと考える。

サ よって、「公開に同意しない旨の意向を確認」の事実が確認できないことは明らかである。実施機関のこの弁明は肯定し難く、事実に基づかない偽りの弁明であり、弁明そのものも偽証であると考えられる。

シ 審査庁には、実際に対象案件の見積依頼に関わった職員、意向確認に関わった職員、並びに対象案件の処分の決裁に関わった職員に状況聴取を行い、聴取記録を作成し、それらの内容を基にして諮問内容を決定してほしい。加えて、聴取記録を添付して諮問してほしい。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

公開決定をするに当たり、本件行政文書には法人に関する情報が記録されており、その一部が条例第7条第2号及び第4号に該当すると判断し、本件処分を行った。

1 見積依頼書、見積書及び見積整理資料のうち、事業者が特定できる情報（印影除く）について

本件行政文書の公開に当たり、見積整理資料のうち、見積書に基づき決定した単価（以下「決定単価」という。）を公開している。決定単価は見積書の提出があった法人2社のうち、工事費の安い法人の金額を採用している。そのため、法人名を公開することは、見積りを提出した法人の金額を公にすることとなり、条例第7条第2号本文の法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれに該当すると判断した。

2 見積書及び見積整理資料のうち、見積書かがみ、資材名、仕様、数量、単価、金額等について

見積りを依頼したゴム堰修繕工事を施工できる法人は全国でも数が少なく、限られた法人による施工が必要な状況である。見積書は、当該見積り項目に対し、要求される仕様・機能を判断し、調達又は製造等に必要な数量・費用について、法人の日々の企業努力を積み重ねて得た独自の技術的・経営的ノウハウ等を結集

して作成されており、法人名を除いたとしても、かがみ、資材名、仕様、数量、単価、金額等（以下「仕様等」という。）を公にすることは、法人の独自のノウハウを公にすることとなり、条例第7条第2号本文の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれに該当すると判断した。

3 見積依頼書、見積書及び見積整理資料のうち、事業者が特定できる情報（印影除く）及び仕様等について

見積りを依頼したゴム堰修繕工事を施工できる法人は全国でも数が少なく、本件行政文書における法人に関する情報を公にした場合、今後、県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があると考え、見積りを依頼した法人へ公開に対する意思確認を行ったところ、各法人からは法人名及び仕様等の公開に同意しない旨の意向を確認した。

その上で、法人名及び仕様等を公にした場合、今後、県発注工事において予定価格を算定するための見積りを取得することができず、条例第7条第4号本文の県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当すると判断した。

以上のことから、見積依頼書、見積書及び見積整理資料のうち、事業者が特定できる情報（印影除く）及び仕様等については、条例第7条第2号本文の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報及び条例第7条第4号本文の県が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、非公開とした。

なお、見積書の著作者である事業者から、事業者が特定できる情報（印影除く）及び仕様等の公表に同意しない旨の意思表示があったことから、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項に規定される公衆に提供する等の行為に同意したものとはみなされない。

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は、本件処分のうち、「事業者が特定できる情報」及び「見

積書かがみ、資材名、仕様、数量、単価、金額等」を非公開としたことを不服としているものであり、「県担当者の個人メールアドレス」及び「法人の担当者の氏名・印影」を非公開としたことについては争ってはいないことから、その妥当性については審査の対象に含めないこととする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、請求対象工事の予定価格を算定するため、当該工事で使用予定である機労材単価及び施工歩掛について、実施機関が事業者に見積りを依頼した見積依頼書、見積依頼先から提出された見積書及び見積書の内容を整理した見積整理資料である。

見積依頼書は、見積依頼先の事業者名、見積り条件及び仕様、見積書提出期限並びに県担当者の氏名及び連絡先等が記載されている。

見積書は、見積事業者名、担当者の氏名・印影及び見積内容（資材名、規格、数量、単位、単価及び金額）等が記載されている。

見積整理資料は、見積項目及び見積事業者ごとに、見積事業者名及び単価・金額等が一覧表の形式で記載されている。

3 本件処分について

（1）非公開情報該当性について

ア 条例第7条第2号について

本号は、法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

イ 条例第7条第4号について

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から、当該事務又は事業に関する情報の中で、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、公開することにより、将来の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とすることを定めたものである。

そして、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では

十分とはいえないものであると解される。

(2) 本件行政文書の非公開部分に対する具体的判断

ア 事業者が特定できる情報について

一般的に、見積書の提出を依頼された事業者は、自社の状況、契約相手の状況、取引条件、他社との競争状況等を勘案して見積金額を算出し、依頼者に提出する。見積書には、商品名、価格等が記載されており、公開すれば、特定のサービス又は物品等の提供に関し、当該事業者がいくらで提供できるのかが明らかとなる。本件処分においては、見積書の提出があった2社のうち、工事費の安い事業者の金額を決定単価として公開しており、このような状況の中で、見積依頼に協力した事業者名を公開すると、当該見積金額を算定した事業者が明らかとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件処分のうち、事業者が特定できる情報については、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないと判断される。

イ 見積辞退届の事業者名について

当審査会において、本件行政文書を確認したところ、実施機関が非公開とした「事業者が特定できる情報」には、見積辞退届を提出した事業者名が含まれていることを確認した。このため、当該情報について検討を行う。

見積りを辞退したという情報は、当該法人の事業活動に直接関係するものであり、通常、当該法人等にとって、競合他社等には知られたくない情報であり、秘匿したい情報であると認められる。また、これらのことが公になった場合、当該法人等全体に対する評価に影響を与えるおそれがあることは否定できないと考えられる。当該情報は、見積りを辞退した事業者名が明らかとなる情報であり、これによって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件処分のうち、見積辞退届の事業者名については、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないと判断される。

ウ 資材名、仕様、数量、単価及び金額について

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件対象工事に係る見積りは、ゴム堰施工業者に依頼したものであり、ゴム堰修繕工事を施工できる法人は全国でも数が少なく、事業者名を非公開としても仕様等のいずれか1項目を公開すると、事業者名の特定につながるものであった。

本件処分で非公開とした部分のうち、資材名、仕様、数量、単価及び金額については、事業者名を非公開としても、見積対象である製品及びサービスの性質及び特徴から、関係者であれば事業者を特定し得る情報であり、

これらの情報を公開すると、当該見積内容を算出した事業者が明らかとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件処分のうち、資材名、仕様、数量、単価及び金額については、条例第7条第4号該当性について判断するまでもなく、同条第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないと判断される。

エ 見積書のかがみについて

まず、条例第7条第2号の該当性について検討する。本件行政文書のうち、見積書のかがみについては、本件処分において、見積書の2枚目以降の書式が既に公開されていることから、見積書のかがみを公開しても、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件処分のうち、見積書かがみについては、条例第7条第2号本文に該当しないと判断される。

次に、条例第7条第4号の該当性について検討する。当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、見積書の提出は任意の協力を求めるものであって、見積書かがみ、資材名、仕様、数量、単価及び金額は、見積事業者が非公開を希望している情報であるとのことであつた。

ゴム堰施工事業者は、事業者の数が少なく、実施機関と事業者相互の信頼関係により事業者の協力の下依頼しているものであることからすると、かかる情報を広く一般に公にした場合、実施機関と見積事業者との信頼関係が損なわれ、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件処分のうち、見積書かがみについては、条例第7条第4号に該当すると判断される。

(3) 理由の提示について

条例第11条の規定により、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しないときは、当該決定をした旨を書面で請求者に通知しなければならないこととされている。決定通知書に記載すべき理由としては、請求者において、条例第7条各号の非公開情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非公開の根拠規定の条項を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、求められる理由付記として十分でないといわれる。

まず、当審査会において、実施機関が条例第7条第2号本文に該当する理由として記載している内容を確認したところ、当該内容は、「公にすることにより、事業者の技術的なノウハウ等が特定され、当該法人の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがある」、「ゴム堰施工事業者は、全国的にも少なく、事業者が特定できる情報を非公開にした場合でも、資材名、仕様、単価及び金額等を公にすることにより、事業者の特定につながる。それによって、事業者の技術的なノウハウ等が特定され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ため非公開とする旨の記載であり、適用条項とともに、非公開とする理由が具体的に記載されており、本件では適切な処分理由の提示が行われていたといえる。

次に、実施機関が条例第7条第4号に該当する理由として記載している内容を確認したところ、当該内容は、一部公開決定であり、公開しない部分が個別具体的に記載されていること及び本件行政文書が見積依頼書・見積書・見積整理資料であり、公開された部分から非公開部分にどのような情報が記載されているかをおおむね推定することができることから判断すれば、このような概括的な記載であっても、審査請求人においては、当該非公開部分が条例第7条第2号に該当することを前提に当該非公開部分がなぜ条例第7条第4号に該当するかを知ることができると考えられる。

したがって、本件処分の理由の記載について、理由の提示に不備があるとは判断されない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、見積事業者が提出した見積書が未公表著作物に該当し、実施機関は、見積書の著作者に対して、条例第15条第1項に基づく意見書提出の機会を付与する必要があったと主張する。

条例第15条第1項の規定による意見聴取は、請求のあった行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、必要があると認めるときは当該第三者から意見を聴くことができるものであり、実施機関に義務づけられたものではなく、任意的に行われるものである。

本件において、仮に本件見積書が、著作権法第2条第1項第1号の「著作物」に当たるとしても、条例第15条第1項に基づく任意的意見照会は、実施機関の判断に委ねられているものであり、実施機関は、事業者が特定できる情報を条例第7条第2号本文に該当するとして、見積書かがみ、資材名、仕様、数量、単価及び金額を同条第2号本文及び第4号に該当するとして非公開の判断を行っていることからすると、条例第15条第1項に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与を行う必要は認められず、審査請求人の当該主張は当たらない。

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表

行政文書名	公開しない部分	公開しない理由
本件行政文書	県担当者の個人メールアドレス	公にすることにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (条例第7条第4号該当)
	法人の担当者の氏名・印影	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 (条例第7条第1号本文該当)
	事業者が特定できる情報（印影含む）	公にすることにより、事業者の技術的なノウハウ等が特定され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
	見積書鑑、資材名、仕様、数量、単価、金額等	ゴム堰施工事業者は、全国的にも少なく、事業者が特定できる情報を非公開にした場合でも、資材名、仕様、単価及び金額等を公にすることにより、事業者の特定につながる。それによって、事業者の技術的なノウハウ等が特定され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当) また、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (条例第7条第4号該当)

・（防災・安全社会資本整備交付金）県道太田上町志度線（六条工区）道路整備工事（第1工区）の予定価格を算定するために使用された、見積依頼書、見積書 ・（通学路緊急対策事業）県道高松王越坂出線（大屋富工区）交通安全施設整備工事（橋梁下部工）の予定価格を算定するために使用された、見積依頼書、見積書、見積書を整理した資料	県担当者の個人メールアドレス	公にすることにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （条例第7条第4号該当）
	個人名	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 （条例第7条第1号本文該当）
	法人の担当者の氏名・印影	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 （条例第7条第1号本文該当）